

# 函館市幼保小連携連絡会議設置要綱

## （設置）

第1条 本市の幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等との連携・接続を強化することにより、子どもの発達と学びの連續性を確保し、子どもの育ちの課題解決につなげる体制を構築するため、函館市幼保小連携連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

## （協議事項）

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 幼児教育および幼児保育から小学校等教育への円滑な接続を図るための効果的な取組に関すること。
- (2) 幼保小連携に関する情報共有、交流および研修に関すること。
- (3) その他幼保小連携の推進に必要な事項に関すること。

## （構成）

第3条 連絡会議は、次に掲げる関係機関等で構成する。

- (1) 函館市小学校長会
- (2) 函館市私立幼稚園協会
- (3) 函館保育協会
- (4) 函館市子ども未来部子どもサービス課
- (5) 函館市南北海道教育センター
- (6) 函館市立戸井幼稚園

## （会議）

第4条 会議は、函館市南北海道教育センター所長が招集する。

2 会議に座長を置き、座長は函館市南北海道教育センター所長が務め、会議の進行にあたる。

## （庶務）

第5条 連絡会議の庶務は、函館市南北海道教育センターおよび子ども未来部子どもサービス課が共同で処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年(2023年)6月1日から施行する。